

プレスリリース [2022年12月5日]

債務者に対する告発について

生活保護費返還金の不払いを理由として、町田市が横浜地方裁判所に申し立てをした財産開示事件に関し、市側勝訴の判決によって債務が確定した者が、裁判所の指定する財産開示期日に出頭しませんでした。

そのため、債務者に対する告発状を2022年9月22日に町田警察署へ提出し、即日受理された後、2022年11月18日付けで、同署により書類送検されましたので、お知らせいたします。

今回の告発は、民事執行法に規定する「陳述等拒絶の罪」として行ったものであり、町田市として初めてのケースです。今後も、訴訟等による債務名義の取得や強制執行手続の活用により、公平・公正な市債権の徴収に努めてまいります。

■ 財産開示制度及び罰則の規定について

財産開示制度は、勝訴判決等による債務名義を取得した金銭債権について、債務者からの完全な弁済が得られず、強制執行の対象となる財産も把握できない場合に、裁判所への申し立てによって、債務者の財産の開示を求める制度です。

財産開示期日において、債務者が正当な理由なく出頭しない場合には、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

■ 事案の概要について

債務

生活保護費返還金（生活保護法第63条） 1,188,617円

経過

2020年 7月 1日 東京地方裁判所へ訴訟提起

2020年 9月 3日 町田市勝訴の判決

2022年 3月16日 横浜地方裁判所へ財産開示手続申立

2022年 5月 9日 財産開示期日（債務者は不出頭）

2022年 9月22日 町田警察署へ告発状を提出・即日受理

2022年11月18日 町田警察署から東京地方検察庁立川支部へ書類送検

■ 本件に関するお問い合わせ先

財務部納税課 債権対策担当課長 小山 TEL 042-724-3295